

三、單議基金の別途へ計上して絶對に他に流用をせしむる事あり
以て單議基金の場合

一、正委員長の公に單議部長は其の地内に單議發生の氣運
有る場合は自ら責任を負ひ以て本部に報告し適宜の処置を
本部と共に講ずる事あり

二、單議委員の同時には正委員長の公に單議部長は其の地内に單議發生の氣運
有る場合は自ら責任を負ひ以て本部に報告し適宜の処置を
本部と共に講ずる事あり

本部、正支部情報連絡に關する方針

從來迄本部、支部、本部間の常時連絡情報があるが、
粗雑であつた。従つて其の間に於ける種々な事件、問題が
後日に於て不明に或は問題が個人化して之を知る如き場
合の者が少く遺憾となつた。かゝる弊害は組合の發展を
妨げる上には少くなく支障を來せしむる事を知る
故に今後には組合本部、支部間の連絡を次の如き
方針で行ふ。

一、支部及び支部組合は本部に報告する事あり
本部の送達を受ける事あり

一、解する情報を記入の上本部に送る事

二、支部、支部組合は本部よりの情報の請求の有無にか、わづら必要
とすべし事項は必ず本部に其の報告を怠つてはならない。

(例へば支部、支部組合は組合の向題或は起すべし向題、討議
その他團體の動靜活動等、附近工場、の動靜宣傳の可能な如
く) 本部は支部、支部組合よりの情報の申達を受けたる場合は責任
ある対策を講ずるべし。

三、本部は支部、支部組合よりの情報の申達を受けたる場合は責任
ある対策を講ずるべし。

四、情報用紙は一連の格式に依り若責任部長の姓名捺印を
必要とする。

(先月の理事会に示した用紙は目下印刷製本中であるが、此系より速に便
用するにしよう)

家族委員会実行方針

家族委員会の設置は從來迄の組合運動が正面的であつたも
のを側面的家族的に行つて運動の効果を徹底的促進するに
役立つものであるとの見地から本組合は昨年八月の理事会に
於て其の実行を決定して置いたが、其の種々な事情が今日迄に
実行せなかつたが、本年は是非共、例へば小規模的であつても実
行に移すべし決定せられた。